

近江学園児童短期入所事業 重要事項説明書

本書は、当施設とのサービス利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設では利用者に対して障害者総合支援法に基づく児童短期入所事業のサービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者概要
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 主たる利用対象者
6. 当施設が提供するサービス
7. 利用料
8. 苦情の受付について
9. 虐待防止への取り組み

滋 賀 県

滋賀県立近江学園

当施設は滋賀県知事の事業者指定を受けています。

(指定事業所番号第2512300027号)

1. 事業者概要

名 称	滋賀県
所在地	滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
代表者氏名	滋賀県知事 三日月 大造

2. ご利用施設

施設の種類	障害児入所施設
施設の目的	障害児の保護並びに自立支援
施設の名称	滋賀県立近江学園
施設の所在地	滋賀県湖南市東寺四丁目 1 番 1 号
電話番号	0 7 4 8 - 7 7 - 2 8 1 1
施設長（管理者）	園長 高橋 勝守
施設の運営方針について	「この子らを世の光に」の糸賀精神に基づく、子どもを主体とした養育、援助および地域支援
開設年月	昭和 2 1 年 1 1 月
入所定員	9 0 人

3. 居室の概要

（1）居室の概要

居室・施設の種類	室 数
1 人部屋	9 0 室

※当園の短期入所はその形態が「空床利用」ですので、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

（2）居室以外の施設設備の概要

当施設では、居室以外に下記の施設設備をご利用いただくことができます。これらの利用については、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	設置数
医務室	医務室 1 室
診察室	診察室 2 室
調理室	1 室
食堂兼居間	各ユニットに 1 ～ 2 ヶ所
浴室	各ユニットに 1 ～ 2 ヶ所
洗面所	各ユニットに 1 ～ 2 ヶ所
便所	各ユニットに 1 ～ 2 ヶ所

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 危険防止のため施錠している箇所もあります。
- ② 使用については職員と共に行います。
- ③ 子どもたちの安全・安心な環境づくりのために、防犯カメラを設置しております。プライバシーに配慮し、映像についても厳重に管理を行って運用しております。

4. 職員の配置状況

職種	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	1 名	1 名
嘱託医	1 名以上	1 名
看護職員	2 名	
児童指導員	2 3 名以上	2 3 名
保育士		
栄養士	1 名	1 名
調理員	1 名	1 名
児童発達支援管理責任者	1 名	1 名
心理指導担当職員	1 名	
職業指導員	1 名	1 名
ソーシャルワーカー	1 名	

※職員の配置については、指定基準を順守しています。

5. 主たる利用対象者

当施設の短期入所事業にかかる利用対象者は障害児（者）です。

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

種類	内容
食事	朝食（7:45）、昼食（12:00）、おやつ（15:00）、夕食（17:15）を提供します。 アレルギーの対応等、特別な配慮が必要な場合は、相談を受けることも可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	原則毎日の入浴を行います。 入浴が困難な場合には、清拭を行うなど適切な方法で実施します。

起床、着脱衣	生活のリズムを整え、季節やその日の気候に応じた衣服の着替えを行います。
整容（歯磨き、洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう必要な援助を行い、自立した生活に向けて支援します。
安全管理	近江学園安全管理規程に基づき、安全な生活づくりに努めます。
健康管理	利用者が短期入所利用中に怪我や病気となった場合やその他必要な場合は、速やかに保護者および実施機関に連絡を行うとともに、嘱託医師による診断、治療あるいは医療機関への緊急搬送等の必要な対応をします。
相談および援助	利用者およびその家族からの養育、教育、福祉サービスに関する相談に応じるとともに、必要な助言、援助を行います。

7. 利用料

（1）介護給付費の対象となるサービス

上記6のサービスについては、市町の支給決定を受けて事業者介護給付費が支給されます。

事業者がこの費用を法定代理受領する場合は、利用者は、その1割を利用者負担金として、事業者にお支払いいただきます。なお、その法定費用は1日あたり次のとおりです。

支援の度合	短期入所 サービス費（Ⅲ） 昼食あり	短期入所 サービス費（Ⅳ） 昼食なし
区分1	509円	173円
区分2	615円	279円
区分3	784円	527円

食事提供体制加算該当者	48円
栄養士配置加算	22円
短期利用加算	30円
上限額管理加算該当者 (当施設が上限管理事業所である受給者)	1ヶ月あたり150円

※なお、いずれも厚生労働省告示により金額が決定されています。

(2) 介護給付費の対象外のサービス

下記のものは介護給付費の対象外のため、サービスの提供をご希望される場合には、次の実費をお支払いいただきます。

費 目	金 額
食 費	朝食 400 円、昼食 600 円 夕食 600 円、おやつ 50 円
食 費 (通所施設等食費軽減措置適用)	朝食 319 円、昼食 478 円 夕食 478 円、おやつ 50 円
光熱水費	1 日あたり 219 円
その他 行事等にかかる費用	実費

※利用をキャンセルされる場合、当日の朝 9：30 までにご連絡ください。それ以降のキャンセルもしくは連絡なしのキャンセルの場合、食事代の徴収をさせていただきます。

(3) 利用料のお支払い方法

上記の利用者負担金と実費は、1 ヶ月の利用が終了した際に算定し、お知らせしたあと、滋賀県指定金融機関等より引き落としさせていただきます。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 副園長 小 畠 佳奈美

○苦情受付時間

祝日を除く月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分

(2) その他の苦情受付機関

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課	所在地 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077-528-3541 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
滋賀県社会福祉協議会 権利擁護センター	所在地 草津市笠山七丁目 8-138 電話番号 077-567-3924 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地 草津市笠山七丁目 8-138 電話番号 077-567-4107 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

9. 虐待防止への取り組み

当施設では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき「虐待防止対応要領」を定め、虐待防止の取り組みを行っています。

虐待防止対応要領は、当施設が提供するサービス（以下、「サービス」という。）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、サービスの権利を擁護し、迅速な改善を図るとともに、サービスに対する社会的な信頼を向上させ利用者の

人権を保護し、健全な支援を提供することを目的としています。

また、虐待防止対応責任者は虐待防止を図るため、「権利擁護・虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、定期的に委員会を開催して、日頃から虐待防止の啓発に努めています。

虐待防止に関する相談窓口

（１）当施設における相談窓口

○虐待防止対応責任者（担当者） 副園長 小畠 佳奈美

○受付時間

０７４８－７７－２８１１

祝日を除く月曜日～金曜日 ８：３０～１７：１５

（２）その他の虐待防止に関する相談窓口

・滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

大津市京町四丁目１番１号

０７７－５２８－３５４１

祝日を除く月曜日～金曜日 ８：３０～１７：１５

・滋賀県社会福祉協議会権利擁護センター

草津市笠山七丁目８番１３８号

０７７－５６７－３９２４

祝日を除く月曜日～金曜日 ９：００～１６：００

・湖南市障がい者虐待防止センター

湖南市中央一丁目１番地

０７４８－７１－２３６４（平日８：３０～１７：１５）

０７４８－７２－１２９０（祝休日・夜間）